

事 務 連 絡
平成26年3月27日

柏原市内指定障害福祉サービス事業者 様
指定障害者支援施設事業者 様
指定特定相談支援事業者 様
指定障害児相談支援事業者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

障害福祉サービス等の介護給付費等単位数の改定等について（お知らせ）

標記について、平成26年4月より、消費増税等に伴い障害福祉サービス等の介護給付費等単位数が改定される予定です。厚生労働省から正式な告示等が出ていない段階ではありますが、取り急ぎお知らせいたしますので、各事業者におかれましては、改定後の単位数等についてご確認いただくとともに必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。また、今後厚生労働省から正式な告示等があり次第、柏原市福祉指導監査課のホームページに掲載する予定ですので、ご確認いただきますよう、あわせてお願いいたします。

記

1 改定後の介護給付費等単位数（案）について

厚生労働省ホームページに案が掲載されておりますので、ご参照ください。

【厚生労働省ホームページ】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushien/houshusantei_2604.html

2 各事業所における対応について

単位数改定に伴う運営規程や重要事項説明書に変更が必要な場合は、各事業所において所要の変更を行っておいてください。（変更届等は必要ありません。）また、利用者負担が発生している利用者に対しては、平成26年4月以降の単位数や利用者負担額の変更について説明を行っておいてください。

【問合せ先】

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

TEL 971-5202（直通）